

# 相続税の改正等のお知らせ

## ○ 相続税の主な改正の概要

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について、次のとおり改正が行われました。

- 1 遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。

(改正後)  $3,000 \text{ 万円} + (600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数})$

(改正前)  $5,000 \text{ 万円} + (1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数})$

- 2 小規模宅地等の特例の適用対象となる宅地等の面積等が変わりました。

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、居住用宅地等の適用対象面積の上限が 240 m<sup>2</sup> から 330 m<sup>2</sup> に拡大されるとともに、居住用宅地等と事業用宅地等(貸付事業を除く。)を選択する場合の適用対象面積の上限が 400 m<sup>2</sup> から 730 m<sup>2</sup> に拡大されました。

改正内容の詳細については、国税庁ホームページの「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし」(※)をご覧ください。

※【<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/index.htm>】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き(相続税・贈与税関係)>相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(平成 27 年 1 月 1 日施行))

## ○ 相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」

国税庁ホームページに、相続税等の関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」(※)を開設し、税制改正の情報のほか、次の情報等を掲載しています。

- 1 相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし(平成 27 年分用)」
- 2 相続税申告書の記載の仕方について分かりやすく解説した『小規模宅地等の特例』と『配偶者の税額軽減』を適用した相続税申告書の記載例
- 3 遺産が基礎控除額を超えるかどうかを納税者が自ら判断するのに参考となる「相続税の申告要否判定コーナー」

※【<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/index.htm>】

(ホーム>税について調べる>パンフレット・手引き(相続税・贈与税関係)

>相続税・贈与税・事業承継税制関連情報)

## ○ 相続税の申告期限等

相続人は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から 10 か月以内に、被相続人の死亡の時ににおける住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

## ○ 相続税に関するご相談

相続税に関して一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください(最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択してください)。

また、申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください(自動音声に従って「2」を選択してください)。